

日医発第 666 号（地 298）

令和 2 年 9 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中 川 俊 男



具体的対応方針の再検証等の期限について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

地域医療構想における具体的対応方針の再検証等の期限（ダウンサイジングや機能の分化・連携・集約化、機能転換・連携等を含む再編統合を伴わない場合は 2020 年 3 月末、それ以外は 2020 年 9 月末）については、まず厚生労働省通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 2 年 1 月 20 日付日医発第 1022 号（地 384）にて貴会宛に送付済み。）において、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」における一連の記載を基本とするとされておりました。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 6 日付けで貴会にお送りしたとおり、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（日医発第 1193 号（地 456））において、2019 年度中とされた見直しの期限に関しては、厚生労働省にて改めて整理を行うとの通知がなされました。

本件は、社会保障審議会医療部会において、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について議論を開始したこと等により、地域医療構想に関する取組みの進め方について、議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、改めて整理の上で示すことについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂くとともに、貴会管下関係団体への周知方につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

医政発0831第4号
令和2年8月31日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



具体的対応方針の再検証等の期限について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了知方
よろしく願いいたします。

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

具体的対応方針の再検証等の期限について

地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）における具体的対応方針の再検証等について、下記のとおり対応することとしたため御了知いただくとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体、関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. これまでの経緯

「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和 2 年 1 月 17 日付け医政発 0117 第 4 号厚生労働省医政局長通知）においては、当面の具体的対応方針の再検証等に係る対応について、「都道府県においては「経済財政運営と改革の基本方針 2019」における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする」と整理していたところである。

その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「具体的対応方針の再検証等の期限について」（令和 2 年 3 月 4 日付け医政発 0304 第 9 号厚生労働省医政局長通知）において、2019 年度中とされた再検証等の期限に関しては厚生労働省において改めて整理するとしたところである。（※）

※ 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においては、具体的対応方針の再検証等の期限について、「2019 年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも 2020 年秋頃まで）」とされている。

2. 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえた対応

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされたところである。また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について、「社会保障審議会医療部会」において議論を開始したところである。

このため、「2019 年度中（※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも 2020 年秋頃まで）」とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。